

GHG 妥当性確認・検証機関に対する認定の基準

JAB GR100-2010

制定日：2010年7月1日

公益財団法人日本適合性認定協会

GHG 妥当性確認・検証機関に対する認定の基準

序文

この基準は、以下の本文で別段の定めのない限り、ISO 14065:2007 - Greenhouse gases: Requirements for greenhouse gas validation and verification bodies for use in accreditation or other forms of recognitionを変更することなく採用する。

備考1：ISO14065:2007 と同等内容の JIS Q 14065 が制定された時点で、ISO14065:2007 を JIS Q 14065 に読み替えるものとする。

2：この基準では、ISO14065:2007 邦訳版（財団法人 日本規格協会発行）にて用いられている用語を使用する。

なお、JIS Q 14065 が制定された時点で、同 JIS で用いられている用語に読み替えるものとする。

1. 適用範囲

この基準は、GHG 妥当性確認・検証に関する適合性評価サービスを提供する機関（以下、GHG 妥当性確認・検証機関という）に対する要求事項を規定する。

備考：上記の序文及び適用範囲は、この基準のために記載したものであるが、ISO14065:2007 の「序文」及び「1. 適用範囲」を変更する意図はない。意図しているのは、ISO14065:2007 との整合である。

2. 引用規格及び関連文書

この項に掲げる規格及び文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む)には適用しない。西暦年の付記のない引用規格又は文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト（www.jab.or.jp）で閲覧及びダウンロード可能。

2.1 引用規格

次に掲げる規格は、この基準に引用されることによって、この基準の規定の一部を構成する。

ISO14065:2007 の「2. 引用規格」を適用する。

2.2 関連文書

JAB GR101-2010 GHG 妥当性確認・検証機関に対する認定の補足基準－温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様及び手引－

JAB GR102-2010 GHG 妥当性確認・検証機関に対する認定の補足基準－温室効果ガスの妥当性確認チーム及び検証チームの力量に関する要求事項－

JAB GR200-2010 GHG 妥当性確認・検証機関の認定の手順

JAB GR300-2010 「GHG 妥当性確認・検証機関に対する認定の基準」についての
指針

3. 用語及び定義

ISO14065:2007 の「3. 用語及び定義」を適用する。

4. 原則

ISO14065:2007 の「4. 原則」を適用する。

5. 一般要求事項

ISO14065:2007 の「5. 一般要求事項」を適用する。

6. 力量に対する要求事項

ISO14065:2007 の「6. 力量」を適用する。

7. コミュニケーション及び記録に対する要求事項

ISO14065:2007 の「7. コミュニケーション及び記録」を適用する。

8. 妥当性確認又は検証のプロセスに関する要求事項

ISO14065:2007 の「8. 妥当性確認又は検証のプロセス」を適用する。

9. 異議申し立てに関する要求事項

ISO14065:2007 の「9. 異議申し立て」を適用する。

10. 苦情に対する要求事項

ISO14065:2007 の「10. 苦情」を適用する。

11. 特別妥当性確認又は特別検証に対する要求事項

ISO14065:2007 の「11. 特別妥当性確認又は特別検証」を適用する。

12. マネジメントシステムに対する要求事項

ISO14065:2007 の「12. マネジメントシステム」を適用する。

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします